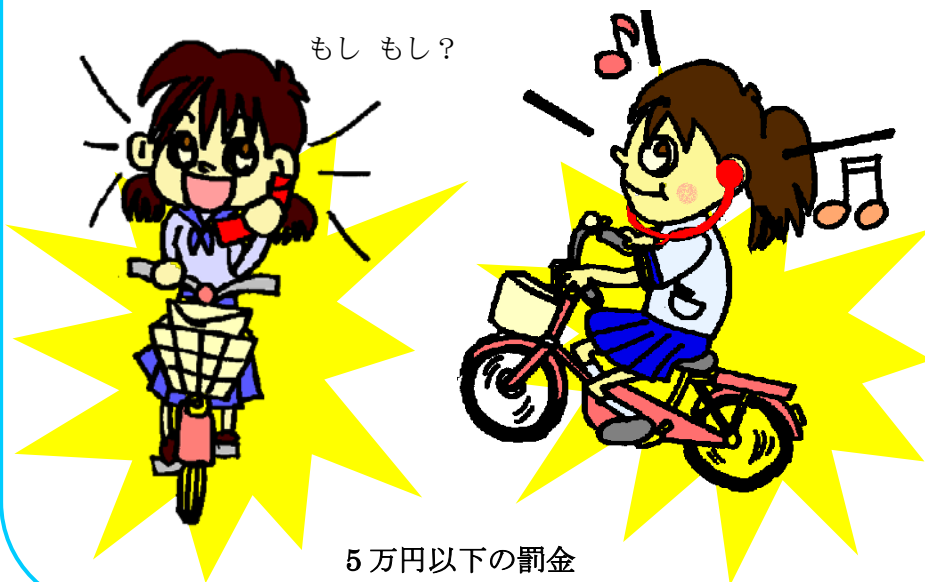


自転車運転中の **携帯電話、イヤホン等**の使用が**禁止** されます！

神奈川県道路交通法施行細則 一部改正（平成23年5月1日施行）



5万円以下の罰金

携帯電話等・・・
注意力を欠いたり、ハンドル・ブレーキ操作などの安定性を損なうおそれがあります。

イヤホン等・・・
注意力を欠いたり、周りの音や声が聞こえず、安全運転に支障をきたすおそれがあります。

確認！

普通自転車の歩道通行について

普通自転車が歩道通行できるのは・・・

- **道路標識・標示で指定された場合**
 - **13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、体の不自由な方が運転する場合**
 - **車道又は交通の状況から見て、やむを得ないと認められる場合**
- です。

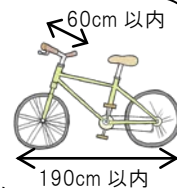
※ ただし、警察官等が、歩行者の安全を確保するために必要があると認めて指示したときは、その指示に従わなければなりません。



歩道通行は、あくまで『例外』です。
歩道は『**歩行者優先**』ですから、思いやりの気持ちをもって通行しましょう。

※ **普通自転車とは・・・**

- ・二輪または三輪
- ・長さ190cm以内及び幅60cm以内
- ・側車を付けていない（補助輪は除く）
- ・乗車装置は一つ（幼児用座席を除く）
- ・ブレーキが走行中簡単に操作できる位置にある
- ・鋭利な突出物がない



歩行者は・・・

自転車のマークがあるところを避けて通行するようにしましょう。

